



2012 Vol.21

hanazono farm 北アルプス（七尾市）

ほうじん ななお

消費税期限内納付

法人会 一声運動

 社団法人 七尾法人会

第33回通常総会

公益目的事業の充実 地域企業の健全な発展、地域社会への貢献



6月7日、加賀屋において石黒七尾税務署長を始め、多くの来賓を迎え通常総会が開催された。会長あいさつの後、公益目的事業として取組んだ租税特別措置等の延長や、グループ法人税制の整備等の税制の提言活動や、青年部会や女性部会が中心となって地域貢献活動の一環として取組んだ租税教室の開催等の、平成23年度事業実施状況とそれに伴う収支状況が説明され承認された。引き続き①税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業②地域企業の健全な発展に資する事業③地域社会への貢献を目的とする事業を3本柱の中心とする、平成24年度事業計画(案)が提案され、審議、満場一致で可決された。

記念講演



政治評論家福岡政行氏より「日本政治と経済を展望」の演題で講演が行われた。

まず政治面では、非常に混迷している状況である。松下幸之助が私財を出し設立した松下政経塾の出身者が政治の中心を示めているが、松下幸之助の求めたものは「現場の声を政治に届ける」ことであった、現在の経済状況の中で消費税増税を通し実施することは、とうてい考えられないことであるが、今後20年間に人口は2割減になるとの予測もある。超高齢化社会を迎える我が国の状況や人口が減って経済が活性化された事例も無いことから、仕方のないことかもしれないが、時期が悪いとしか言いようのない時期である。

一方、経済の方に目を向ければ、200円の朝食を食べて職場に向かい、昼は300円のコンビニ弁当で腹を満たし仕事する、こんな状況です。秋田ではシルバー用の食事をコンビニで販売しようと計画しているし、四国高松の丸亀町では街の中心街近くにシルバーマンションを数棟建設し、老人を集め、街の活性化を図っている例もあり、地方はどう生きるかを考えた時、地道な努力が必要だし又、観光も通過型ではなく滞在型が望ましい。

平成24年度事業計画(案) H24.4.1～25.3.31

活動の基本方針

申告納税制度の維持、発展に寄与する「健全な納税者の団体」として、税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、「税」を切り口とした様々な活動を引き続き着実に推進する。特に、公益社団法人への移行を図り、税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業、地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする事業を積極的に展開する。

主な事業計画

1. 公益目的事業

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業(公益1)
 - イ. 新設法人説明会の開催
 - ロ. 年末調整説明会の実施
 - ハ. 税務講習会・研修会の実施
- 二. 租税教室の開催
- ホ. ホームページ及び広報紙による税情報の発信
- ヘ. 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及・利用の推進
- ト. 税の啓発用マンガ本の配布と税についての作品表彰
- チ. 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出
- リ. 租税教育用(TAX PR)下敷を配布
- ヌ. 全国青年の集い
- ル. 全国女性フォーラム
- (2) 地域企業の健全な発展に資する事業(公益2)
 - イ. 実務セミナー(商工会議所との連携を含む)の実施
 - ロ. 青年部会・女性部会研修視察の実施
- (3) 地域社会への貢献を目的とする事業(公益3)
 - イ. 記念講演会の実施

2. 収益等目的事業

- (1) 会員の交流、支援、会員増強に資するための事業(その他1)
 - イ. 総会、理事会、支部、部会等の会議後の懇談会
 - ロ. 部会研修視察懇談会
 - ハ. 祈願像の設置
- 二. その他の交流会
- ホ. 会員の福利厚生等に関する事業

3. その他の事業等

各種会議等



新署長着任のごあいさつ

七尾税務署 尾田 利之 氏

署長プロフィール

(略 歴) ・七尾税務署総務課長 (平成 16 年 7 月)
・高岡税務署特別国税調査官 (平成 18 年 7 月)
・金沢国税局調査査察部特別国税調査官 (平成 19 年 7 月)
・金沢国税局課税部資料調査第二課長 (平成 21 年 7 月)
・金沢国税局調査査察部調査第一部門統括国税調査官 (平成 23 年 7 月)
・七尾税務署長 (平成 24 年 7 月)

本年 7 月の定期人事異動により、七尾税務署長を拝命しました尾田でございます。

七尾法人会の会員の皆様方には、平素から法人会活動を通じ、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことを、本紙をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

私は、富山県南砺市(旧富野町)出身であります。ご縁があって二度目の七尾税務署での勤務となりました。一度目の勤務の際には、総務課長として現在の七尾西湊合同庁舎への移転に携わらせていただくなど、大変思い入れのある場所です。これまで以上に、七尾税務署の管内事情に精通し、税務行政を通して何かお役に立てればと考えておりますので、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、社団法人七尾法人会におかれましては、「良き経営者を目指す者の団体」として、納税意識の高揚、会員の研鑽、地域社会への貢献活動を柱とし、組織の拡充、研修活動の充実に努められ、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に大きく貢献されながら、地域社会の活性化に努めておられます。

また、地域貢献の一つとして日本の将来を担う小・中学生に対する租税教室を積極的に開催されるなど、さらに公共性の高い団体として活動するため、本年は公益社団法人への移行を目指しておられると聞いております。

これもひとえに、歴代の役員並びに会員の皆様方の並々ならぬご熱意とご尽力の賜物であり、そのご苦労に対しまして心から敬意を表する次第であります。

ご承知のとおり、税務行政を取り巻く環境は、経済社会の構造が変化するとともに複雑化し、更には行政の一層の透明性や効率性の要請などもあり、質・量ともに一段と厳しさを増してきております。

このような状況の中で、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすためには、納税者の視点に立った質の高

い行政サービスを行っていくことが重要であります。

このため、私どもは、国税庁ホームページによる情報提供のほか、「e-Taxの利用促進」や「窓口のワンストップ化」にも努めるなど、納税者の皆様に申告・納税を「簡単・便利・スムーズ」に行っていただけるよう、利便性の向上を図るとともに、事務の簡素・効率化に取り組んできたところであります。

特にe-Taxについては、納税者の利便性の向上と事務の効率化に資することから、これまで国税組織を挙げて各種施策を推進してきたところであります。

おかげをもちまして、昨年度の七尾署のe-Taxの利用率は、全国的に見ても高い水準となっております。

これらの施策におきましては、七尾法人会の皆様方に多大なご協力とご支援をいただき、私どもにとりましても大変心強く、そして大きな支えとなってきたところであり、改めてお礼申し上げます。

今後とも、皆様方とのコミュニケーションを大切に協力関係を深め、税務行政に対する国民の信頼を揺ぎないものにして参りたいと存じますので、七尾法人会の皆様には、税に対するよき理解者として従来にも増してご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、七尾法人会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【七尾税務署幹部職員のご紹介】

平成24年7月10日現在

署 長	尾田 利之
総務課長	大林 正春
管理運営部門統括官	笹嶋 幸則
管理運営・徴収部門統括官	能登 靖博
個人課税第一部門統括官	吉村 秀和
個人課税第二部門統括官	橋本 久明
法人課税第一部門統括官	瀧田 英樹
法人課税第二部門統括官	中森 有里
法人課税第一部門総括上席 国税調査官 (法人会担当)	大野 敏治

聖域なき歳出の削減・抑制の徹底

平成25年度 税制改正に関する提言

10月11日、釧路市の市民文化会館において多数の役員・会員の参加を得て、第29回法人会全国大会が開催され、全国100万会員総意による要望事項が採決され、税制改正の提言が行われた。又、今後この提言内容の実現に向けて、全法連、県連、単位会における運動方法が報告、確認された。

《基本的な課題》

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- (1)今後の社会保障改革で最も重要なのは、給付の重点化・効率化である。その際には「自助」「公助」という基本的理念を基に役割分担を見直す必要がある。
- (2)年金については「支給開始年齢の引き上げ」「デフレ下で年金額を下げる仕組み」等、抜本的な施策の検討が必要である。全額税方式による最低保障年金は限られた税財源を考慮すれば非現実的と考える。
- (3)給付の急増が見込まれる医療分野については、診療報酬（本体）体系の抜本改革や高齢者の適正な窓口負担などが必要。また、薬価では後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を図るべきである。
- (4)医療は成長分野としても位置付けられている。大胆な規制改革を行うことによって、着実に成長に結びつける必要がある。
- (5)介護保険の給付総額は導入時に比べて2倍以上となっている。真に介護が必用な者とそうでない者にメリハリをつけるなど、自立を促す観点から給付のあり方を見直すべきである。
- (6)生活保護給付は3兆円を超す規模に膨らんでいる。問題となっている不正受給の防止や給付水準のあり方など、制度の見直しと適正な運用が不可欠である。
- (7)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度にすることが求められる。

2. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1)景気への配慮
- (2)円滑な価格転嫁の実現
- (3)当面は単一税率が望ましい
- (4)簡素な給付措置の実施について

3. 財政健全化に向けて

- (1)財政健全化目標である①国・地方の基礎的財政収支赤字の対GDP比を2015年度半減、20年度黒字化②債務残高対GDP比を21年度から引き下げ一を着実に達成すべきである。
- (2)聖域なき歳出削減を徹底するには、①国債発行44兆円以下②基礎的財政収支対象経費の上限71兆円—という現在の中期財政フレームでは不十分である。社会保障を含めて各歳出分野別の削減目標を定めて達成までの道筋と工程表を明示することが必要である。
- (3)来年度予算編成では消費税引き上げがもたらす景気への影響緩和の対応や震災対応に名を借りた歳出圧力が目立つ。消費税の税収増を当て込んだ財

政規律の緩みは厳に戒めねばならない。

- (4)消費税率引き上げにより金利上昇圧力が薄らいだとの見方があるが、財政健全化はまだ一里塚に過ぎず、国債利払い費が年間10兆円に達する状況では、依然として金利上昇に脆弱な体質である。欧州債務危機の中で、最も財政が健全なドイツ国債までが売られたことを考えれば、国債の信認の重要性を改めて認識する必要がある。



4. 行政改革の徹底

- (1)国・地方における議員定数と歳費の削減
- (2)国・地方公務員の人員と人件費の削減
- (3)事業仕分け等による特別会計と独立行政法人の無駄の削減
- (4)民間活力を阻害する各種規制は大胆に改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる

5. 今後の税制改革のあり方

- ・法人税率のさらなる引き下げや、所得税、相続税の見直しなども重要な課題である。

6. 共通番号制度の導入について

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- ・法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられ一歩前進したが、復興財源に充てる付加税が課されたため、実質的には3年後からの実施となる。さらに、5%引き下げがなされても、アジア、欧州各国では、近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われており、わが国との税率格差は依然として大きい。
- ・また、法人税に社会保険料を加えた企業負担の国際比較では、わが国は必ずしも高くないとの指摘もあるが、年々、社会保険料が引き上げられていく状況を加味すると、企業の負担感は高まっている。こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

- (1)法人実効税率30%以下の早期実現
- (2)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げる。

2. 事業承継税制の拡充

- ・わが国企業の大多数を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- ・平成21年度税制改正で創設された相続税、贈与税の納税猶予制度は、その適用要件が厳しく設定され、積極的な利用が困難との声が多い。
- ・社会保障と税の一体改革関連法ではその見直しが盛り込まれたが、見直しの際には中小企業の円滑な事業承継を図る観点から、中小企業の実情、実態に即した税制の構築が必要である。
 - (1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - (2)親族外への事業承継に対する措置の創設
 - (3)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

3. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れの中で、存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

- (1)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は本則化する。
 - ①中小企業投資促進税制
 - ②中小企業等基盤強化税制
 - ③少額減価償却資産の即時償却
- (2)交際費課税の見直し
- (3)役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は原則損金算入とすべき
 - ②同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

III. 国と地方のあり方

- ・わが国の行財政システムは中央集権的であり、すでに行財政面の非効率化のみならず、地域経済の活性化をも阻害するに至っている。そういう意味で地方分権は必然的流れであるが、その際にはまず国と地方の役割分担を明確化し、税財政や行政のあり方を考えねばならない。
- ・国と地方は行政を担う「車の両輪」であり、一方だけに負担を偏らせることがあってはならない。国の財政が地方よりはるかに悪化している現状を考えれば、いかに地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質をつくりあげるかが重要である。
- ・こうした中で、今回の消費増税では地方消費税の引き上げ率が国のそれを上回った。地方自治体の首長、地方公務員、そして地方議員はこのことを深く認識し、自ら身を削って住民に理解を求める責務があると考え。
- (1)広域行政による効率化の観点から、道州制の導入について検討すべき。

- (2)行財政改革を行うために国で実施している「事業仕分け」の手法を、地方においても広く導入すべき。
- (3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。国家公務員の人件費は震災復興財源に充てるために期間限定で7.8%引き下げられたが、地方公務員人件費についても同様の引き下げを実施すべきである。
- (4)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべき。また、欧米に比べて格段に高い地方議員の報酬は大幅に削減すべきである。
- (5)教育委員会や人権委員会、選挙管理委員会など行政委員会の委員について、日当制導入などが検討。
- (6)地方の自立・自助を推進する観点から地方交付税を中心とした三位一体改革をさらに進めると同時に、適正な課税自主権を発揮すべき。

IV. 震災復興方

- ・被災地の復旧・復興については、一定の措置が講じられたものの、復興は遅々として進んでいない。予算を迅速に執行するとともに、被災地における企業の定着、他地域からの企業誘致の促進、雇用確保の観点などから、原発の対応を含めて、引き続き適切な支援措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応

地球温暖化対策の取り組みを進めるため、平成24年度税制改正において、石油石炭税の税率上乗せの形で「地球温暖化対策のための税」が導入された。しかしながら、環境問題に対する税制上の対応については、国内外の議論の動向、既存のエネルギー関係税制との調整を図りつつ、国・地方の役割等、幅広い観点から時間をかけて慎重に検討が行われる必要がある。

2. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減をはかるため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人・個人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税をきちんと払い、税の使途についても厳しく監視する必要がある。しかしながら、税の意義や、税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の高揚を図っていくことが肝要である。法人会では、学童などを対象とする「租税教育活動」や「税に関する絵はがきコンクール」などを実施しており、今後もさらに積極的な取り組みを行うこととしている。

平成24年度

税制改正の概要

改正のポイント

〔主な改正事項を掲載しましたので他の事項も含めて詳細については税務署等に照会して下さい〕

法人税関係

1 研究開発税制の延長

試験研究費の増加額に係る税額控除(増加型)又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除(高水準型)を選択適用できる措置の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

2 環境関連投資促進税制の拡充

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却の対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備について、一定規模以上のものに限定した上で、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得等をして1年以内に事業供用した場合には、初年度即時償却ができることとされます。

	現 行	改 正 案
取得・事業供用時期	平成23年6月30日 平成26年3月31日	平成24年4月1日 平成25年3月31日
特別償却限度額	取得価額×30%	取得価額－普通償却限度額

■上表の(2)の【課税売上高と給与等の支払額】



平成24年4月1日～平成25年3月31日までの間に取得し、事業供用したエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用されます。

3 中小企業投資促進税制の拡充・延長

中小企業者等が特定機械装置等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象資産の範囲の見直しを行うとともに、その適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

特定機械装置等	現 行	改 正 案
機械・装置	1台160万円以上	同 左
器具・備品	電子計算機、デジタル複合機 (複数台合計で120万円以上)	電子計算機、デジタル複合機(複数台合計で120万円以上) ★デジタル複合機の範囲の見直し ★試験機器等を範囲に追加
ソフトウェア 貨物自動車 内航船舶	複数台合計で70万円以上 車両総重量3.5t以上 取得価額×75%	同 左 同 左 同 左



平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に取得等をし、事業供用した特定機械装置等について適用されます。

4 交際費等の課税の特例の延長

交際費等の損金不算入制度について、適用期限が平成26年3月31日までに2年延長されます。また、中小法人(資本金1億円以下の法人)に係る損金算入の特例の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

5 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長

中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合の即時償却(合計額300万円が限度)の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

6 特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長・見直し

特定の資産の買換えの場合等の課税の特例における長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、一定の買換資産の適用範囲の見直しを行った上、その適用期限が平成26年12月31日まで3年延長されます。



平成24年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合のその買換資産について適用されます。

7 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の延長

使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限が平成26年3月31日まで2年延長されます。

改正税法説明会



8月28日、30日の両日、羽咋、七尾の2会場で「平成24年度税制改正」について説明会が開催された。

平成24年度税制改正は、①新成長戦略実現に向けた税制措置②税制の公平性確保と課税の適正化に向けた取り組み③地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革④平成23年度税制改正における積み残し事項への対応を基本的な考え方として改正が行われました。

当日は七尾税務署審理担当者を講師として、具体的な適用時期、計算方法、適用条件等の説明が行われた。

実務セミナー 魅力発信型ホームページへの再構築事例発表会＆「みんなのビジネスオンライン（みんびず）」セミナー

8月8日、魅力発信力を強化した事例として、ホテルアルビオ、細江酒店、(有)川端鮮魚の発表があり、引き続きホームページを大幅にリニューアルしたい方、また、しっかりしたホームページを持っていないが、今後持ちたいと考えている方に対して、石川県情報化支援協会ITコーディネーターの横屋俊一、木戸健滋の両氏より指導が行われた。法人会も共催し会員企業にセミナーの開催を案内したところ、8企業の参加を得ることができた。



教材用下敷の贈呈

その時々を税をテーマにし、税の必要性、重要性を説明した下敷を、管内の小学生5、6年生全員に配付し、税の使われ方について理解を深めていただき、税について正しい認識を持っていただくための教材として活用していただきたく、1月19日、青年部会、女性部会の代表者4名から5市町を代表して、七尾市の三浦教育長に贈呈した。

税務懇談会

国税庁の定期人事異動により、7月10日付で新しく七尾税務署長に着任された尾田利之氏を迎えて、役員会と税務懇談会が9月27日開催された。

尾田署長からは、総務課長として勤務した経験からも国税事務中における法人会の支援の役割は大であり、日頃の法人会の活動に感謝の意が述べられるとともに、今後についても絶大な協力を依頼された。

又、国税当局が今、最重要課題として取り組み、七尾署の利用率が高水準を示しているのは、「e-Tax利用推進委員会」の設立やe-Tax研修会の開催が結びついているのではないかとの評価もされ、従業員等の利用も含め更なる利用推進についての要請があった。



青年部会だより

租税教室の開催

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる小学校を対象とした租税教室を、鳥屋小学校6年生59名を対象に開催した。

最初に税金の種類や名称、国税と地方税の区分、教育費等に使われた金額、割合等、具体的な税金の使われ方の説明が行われた。その後、荒廃した街並みや火災や地震で倒壊した建物が書かれた絵図と、整然とした街並みが書かれた絵図との比較で、税金のある社会と税金の無い社会で税金の必要性を説明し、理解を求めた。

又、1億円や百万円の重さについてもレプリカを持ち上げることでより体感した。なお、高階小学校6年生、有磯小学校6年生を対象とした租税教室も実施した。



第21回通常総会 啓発活動の充実に

6月13日、七尾西湊合同庁舎において石黒七尾税務署長、小田七尾法人会会長を来賓としてお迎え、第21回通常総会を開催した。地域貢献活動として積極的に取り組んだ租税教室や、2月17日、滋賀県近江八幡市「たねや」を訪れ、実施した研修等、23年度の事業実施報告やそれに伴う収支報告が行われた。又、24年度も租税教室を中心とした税の啓発活動や、社会貢献活動に積極的に協力する旨の24年度事業計画が提案され、承認された。

租税教室 講師養成研修

10月18日、西湊合同庁舎において、金沢税務署広報広聴官金森久憲氏より、小中学生に対する租税教室開催の目的は税の役割について少しでも関心を持ってもらうことであり、学校当局との交渉の仕方、開催日前日までの使用機材の確認や当日の校長先生を始め学校当局へのあいさつの必要性、又、教室の進行について大きな声、ゆっくり笑顔を忘れないこと、ホワイトボードの使用に当たっては横書きに書く等、学校の授業に準じた進め方をすることや、1億円や100万円の副教材の使用の仕方等、具体的な指導が行われた。今後の開催に当たって大いに役立つ研修であった。



《石川県・各市町からのお知らせ》

個人住民税の特別徴収のお知らせ

事業主のみなさまへ

従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が義務づけられています！

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が、従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税（市町民税＋県民税）を徴収（給与天引き）し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回にする納期の特例制度がありますので、詳しくは各市町へ御相談ください。

《お問合せ先》

◎ 手続について

七尾市税務課

TEL：0767-53-8412、羽咋市税務課

TEL：0767-22-7130、

志賀町税務課

TEL：0767-32-9142、宝達志水町税務課

TEL：0767-29-8150、

中能登町税務課 TEL：0767-74-2807

◎ 制度について

石川県総務部税務課 TEL：076-225-1271



県税キャラクター
直之くん

女性部会だより



女性フォーラム 群馬大会



法人会における女性部会の役割には、年々大きな期待が寄せられてきております。女性部会では、会員の資質向上と情報共有による法人会活動のさらなる充実、活性化を目的に、毎年、開催されています。本年は4月12日、群馬県前橋市で全国から約1,500名が参加し、開催された。次回開催県は、愛知県。

研修視察



6月26日～27日、17名の参加を得て、滋賀県近江八幡市の明治5年創業の菓子業「たねや」さんを訪ね、教育トレーナーの岳郁美さんより三つの経営理念や経営方針をお聞きした。

- 経営理念 ①商道は人道である
②手塩に掛けること
③今日如何にお客さまによろこんで頂けたかの心

○経営方針

人の在る処必ず道がある。だがその道は自らが求めずすんで拓かねば決して開けるものではないとの先人の教えを道標として、たねやはひたすら歩んできた。そして、これからもその正道を歩み続ける。

その後、その瞬間のおいしい驚き、その作りたての美味しさを伝えたいとお菓子にしたのが餡と最中種を別々に分包し、お召し上がり直前にあわせていただくという今までにない画期的な最中等をいただきながら説明を受けた。

交流会

10月25日、輪島法人会女性部会との恒例の交流会が21名の参加を得て開催された。当日は能登空港駐車場に集合し、輪島市黒島町石川県指定有形文化財角海家を訪ねた。当家は江戸時代北前船の廻船問屋として栄え、主屋は木造平屋建てで、切妻造平入り低二階の瓦葺で、表通りに面した正面は二階部分が白漆喰に塗り込めになっている典型的な黒島廻船問屋型町屋である。なお、当地は角海家に代表されるような町屋が並ぶ町並みは、2009年6月30日に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、奥州平泉から苗木を持って来て、能登あての元祖と言われている樹齢400年以上のあての木を見学した。なお、車中において観光マイスター藤平朝雄さんから観光はもとより能登の歴史、民俗についての説明があり、能登に住んでいる者でも知らない事が多くあり、有意義な交流会であった。



《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告(eLTAX)のお知らせ

エルタックス



石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続きをインターネットで行うことができます。自宅やオフィス申告手続きができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひ御利用ください。

◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税
市町村税：法人市町村民税、個人住民税（給与支払報告書等）、固定資産税（償却資産）等

《電子申告についてのお問合せ先》

一般社団法人 地方税電子化協議会

ホームページ <http://www.eltax.jp/>
電 話 0570-081459、045-759-3931 [IP電話やPHSなどの場合]
受付時間 8:30～21:00（土・日・祝祭日、年末年始を除く）



県税キャラクター
直之くん

『税を考える週間』“税の役割と税務署の仕事”《11月11日(日)～17日(土)》

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っております。

今年は、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のIT・国際化に対する諸施策について紹介します。

おめでとうございます

この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。

国税庁長官表彰



小田孝信氏

国税局長表彰



尾形弘之氏

署長表彰



木村武司氏

七尾税務署管内の主な行事

行 事 名	日 時	会 場
小中学生の税に関する作品展	11月11日(日)～11月17日(土)	七尾パトリア・コスモアイル羽咋・志賀町文化ホール・アスク・宝達志水町役場・町民センターアステラス・アルプラザ鹿島店
納税表彰式	11月15日(木)15:00～	フォーラム七尾

年末調整説明会

正しい事務処理を行うためにも、源泉徴収義務者の方々は是非ご出席ください。

なお、説明会の前までに関係用紙を送付することとしていますので、事前に送付した用紙を必ずお持ちください。

月 日	時 間	会 場	対 象 地 域
11月19日(月)	13:30～15:30	コスモアイル羽咋	羽咋市・宝達志水町
11月20日(火)	10:00～12:00	七尾サンライフプラザ	七尾市・中能登町
	13:30～15:30		
11月21日(水)	13:30～15:30	志賀町役場	志賀町

* 対象者は、七尾税務署管内の源泉徴収義務者の皆様です。会場・時間帯はご自由にお選びください。

* 駐車場に限りがありますので、公共交通機関のご利用をお願いします。

◆◆◆◆ 事務局だより ◆◆◆◆
 ☆平成24年度事業報告☆
 (平成23年11月1日～平成24年10月31日)

- 1 1. 8 県連公益事業委員会
- 1 1. 18 全国青年の集い「三重大会」
- 1 1. 29 北法連役職員研修
- 1 2. 9 役員会及び福利厚生制度推進連絡協議会
- 1 2. 13 経営セミナー
- 1 2. 13 租税教室「鳥屋小学校」
- 1. 16 租税教室「高階小学校」
- 1. 17 租税教室「有磯小学校」
- 1. 19 下敷贈呈式
- 1. 19 青年部会役員会
- 1. 20 イータックス発信式



- 5. 25 県連第29回通常総会
- 6. 1 県青連協第21回定時連絡協議会
- 6. 1 県女連協第12回定時連絡協議会
- 6. 5 県連税制委員会
- 6. 7 記念講演会・第33回通常総会
- 6. 12 北法連定時役員総会
- 6. 13 青年部会役員会
- 6. 13 青年部会第21回通常総会
- 6. 27 女性部会研修視察 (27日～28日)
- 7. 11 県公益申請セミナー (11日～12日)
- 7. 13 北陸地区青連協連絡会議
- 8. 8 実務セミナー
- 8. 9 青年部会正副部会長会議
- 8. 23 県共益事業(組織)委員会
- 8. 28 県連事務局長会議
- 8. 28 定例研修会 羽咋会場
- 8. 29 県厚生事業委員会
- 8. 30 定例研修会 七尾会場
- 9. 12 青年部会正副部会長会議
- 9. 21 女性部会正副部会長会議
- 9. 27 役員会及び税務懇談会
- 10. 11 法人会全国大会「釧路大会」
- 10. 18 租税教室研修会
- 10. 25 輪島法人会女性部会との交流会

- 2. 8 新設法人説明会
- 2. 9 県連広報委員会
- 2. 13 県連厚生事業委員会
- 2. 16 県公益事業委員会
- 2. 17 青年部会研修視察 (17日～18日)



- 2. 28 県連役員会及び研修会
- 3. 2 県共益事業(組織)委員会
- 3. 16 女性部会正副部会長会議
- 4. 3 正副部会長会議
- 4. 11 県連総務委員会
- 4. 12 全国女性フォーラム「群馬大会」
- 4. 18 青年部会正副部会長会議
- 4. 23 役員会及び福利厚生制度推進連絡協議会
- 4. 25 県連正副部会長会議及び役員会
- 4. 27 県青連協正副会長・監事会議
- 4. 27 県女連協正副会長・監事会議
- 5. 10 女性部会役員会
- 5. 10 女性部会第17回通常総会

新 会 員 紹 介

◆ (平成23年11月1日～24年10月31日) ◆

法 人 名	代 表 者 氏 名
(有)石尾設備工業	石 尾 修
(株)楓の家コーポレーション	鳥 本 紘司
(株)加賀屋ゼネラルフーズ	渡 辺 崇嗣
(有)金森自動車工業	金 森 豊司
(有)北本工業	北 本 吉美
志雄町観光開発(株)	金 田 之治
(株)のとじまの不動産屋	河 尻 成実
北栄産業(有)	市 村 栄宗
(株)ほそかわ経営サポート	若 狭 泰英
(株)まつお	松 尾 洋之助
(株)三野部品商会	三 野 勝美
名誠(株)	田 中 孝三
(株)モアショップヤマモト	山 本 加津雄

会 員 募 集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

・ お問い合わせ・連絡先 社団法人七尾法人会

電話 0767-53-6629

・ 石川県連ホームページのご案内

<http://www.incl.ne.jp/ihojinkai/>

申告や各種届出を **e-Tax** で提出している方は
是非ご利用ください。

イータックス

納税証明書も **e-Tax** で オンライン請求しませんか？

あなたの会社と社員の皆さまを守る法人会福利厚生制度

企業のための保障制度

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

もしものときの企業防衛

経営者大型総合保障制度

経営者や従業員が在職中に病気や事故により、死亡や入院などの事態に遭われた場合、企業を守り、事業が滞りなく継続できるよう、生命保険と損害保険がセットになった法人会会員のための制度です。

企業保障プラン
Jタイプ

(無配当重大疾病保障保険)

経営者の重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)時におけるリスク対策のために

《取扱会社》大同生命保険株式会社 ☎0120-789-501 AIU保険会社 ☎0120-321-564

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!!



法人会のビジネスガード
Business Guard

《取扱会社》AIU保険会社 ☎0120-321-564

政府労災の上乗せ保障制度

**アットワーク
ハイパー任意労災**

火災と地震災害に備える

**プロパティガード
+地震対策プラン**

企業向け第三者賠償保険

**企業賠償保険
STARS (スターズ)**

個人情報の漏洩事故対策

**個人情報漏洩
対策プラン**

個人のための保障制度

従業員の皆様もご加入いただけます。/

がん保険制度

● 集団取扱料率の割安な保険料が適用となります。

医療保険制度

— 法人会 —

**生きるための
がん保険** Days

〈がん〉に関する悩みや不安、
疑問にお答えします。

= 法人会専用電話《無料》 =

0120-889-347
はやく 診ような
毎週月～木曜日 11:00～15:00

— 法人会 —

もっと頼れる医療保険

新EVER
エヴァー

個人のための福利厚生制度

— 法人会 —
未来の自分が決める保険

WAYS
ウェイズ

● 法人会終身保険 ● 法人会定期保険
● 法人会養老保険 ● 法人会家族生活保障保険
もあります。

《取扱会社》アフラック ☎0120-876-505

● 保障内容のお問合せは、各取扱会社へ。 ●